

地方消費税交付金の増額分に係る社会保障関連費用への充当

平成26年4月より、消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税率が、消費税率の1%から1.7%に引き上げられました。消費税率引上げにかかる地方消費税収については、「社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費」に充てるとされています。

【歳入】

地方消費税交付金 441,637 千円
うち社会保障財源化分 204,099 千円

【歳出】

社会保障施策に要する主な経費 2,452,777 千円
うち一般財源 746,337 千円

※平成30年度地方消費税交付金のうち社会保障財源化分を財源とする社会保障関連事業について、主な事業は下表のとおりです。
補助事業を除く単独事業(継ぎ足し単独分含む)のうち一部の財源としました。

(単位:千円)

| 主な事業名 | 費目 | 事業費 | 財源内訳 | | | | | 事業内容 |
|-------|------------------|-----------|---------|---------|--------|---------|---------|--|
| | | | 国支出金 | 県支出金 | 分担金 | その他 | 一般財源 | |
| 社会福祉 | 障がい者自立支援給付費 | 496,720 | 254,203 | 127,102 | | | 115,415 | 計画相談支援に基づき、障がい者(児)の日常生活に必要な障がい福祉サービスについて一部給付を行う。 |
| | 重度心身障がい者医療費 | 53,903 | | 25,801 | | | 28,102 | 重度障がい者の医療費(薬代含む)を助成し、継続的かつ安定的な医療機会の確保を行う。 |
| 老人福祉 | 養護老人ホーム措置費 | 125,314 | | | 18,117 | | 107,197 | 老人の生活安定及び福祉の増進を図るため、老人福祉法に基づき要措置者の適正な養護を行う。 |
| 児童福祉 | 子どものための教育・保育給付事業 | 1,702,899 | 715,384 | 375,242 | | 158,679 | 453,594 | 就学前の乳幼児に関する、保育・教育等の総合的な提供を推進するため、三股町に在住する入所児童数に応じて運営費を補助する事業。子育て世代の支援体制の充実と子どもの安心安全な保育環境の充実に図る。 ・保育園(町内9園・分園、町外13園 計22園)……………887,315,910円 ・認定こども園(町内6園、町外23園 計29園)……………808,513,852円 ・幼稚園(町外3園)小規模保育所(町外1園)……………7,068,278円 |
| | 子ども医療費助成事業 | 71,203 | | 24,912 | | 7,000 | 39,291 | 未就学児に対する保険診療分の医療費を自己負担なしで全額助成。10月からは、中学生の入院も無償化するほか、小学生の外来・薬局に上限を設けるなどして拡充したことで、さらなる充実した子育て支援を図る。 |
| 保健衛生 | 特定不妊治療費助成事業 | 2,738 | | | | | 2,738 | 体外受精または顕微授精による特定不妊治療費の助成。妊娠を希望する人の経済的負担の軽減を図る。実人数21人、延べ29人 |
| 合 計 | | 2,452,777 | 969,587 | 553,057 | 18,117 | 165,679 | 746,337 | |